

入札に参加される建設業者の方へ

福岡県朝倉市

■技術者の適正配置

工事現場に配置すべき技術者等

建設業の許可を受けている者は、建設工事の適正な施工を確保するために建設業者が請け負った建設工事を施工する工事現場に、当該工事について一定の資格を有する者（主任技術者又は監理技術者）を置いて工事の施工について技術上の管理を行う必要があります。

①主任技術者

建設業法において、建設業の許可を受けたものが建設工事を施工する場合には、元請、下請、請負金額に係わらず工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者を配置しなければなりません。

（建設業法第26条第1項）

なお、公共性のある工作物に関する請負金額が4,000万円（建築一式の場合8,000万円）以上の工事に配置される主任技術者は、元請、下請の区分なく工事現場ごとに専任の者でなければならず、他の工事現場との兼務はできません。

（建設業法第26条第3項）

②特定建設業の許可及び監理技術者

発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になります。また、主任技術者に代えて監理技術者を配置しなければなりません。

（建設業法第26条第2項）

なお、公共性のある工作物に関する工事に配置される監理技術者は、工事現場ごとに選任のものでなければならず、他の工事現場との兼務はできません。

（建設業法第26条第3項）

■一括下請は禁止

建設業者は、その請け負った建設工事を一括して他人に請け負わせてはいけません。請け負った建設工事の全部又はその主たる部分を一括して他の業者に下請負させ、自らは付帯工事を施工する場合や、主要でない一部分のみを施工する場合などにおいて、当該下請工事の施工に実質的に関与していなければ、一括下請負とされます。

単に技術者を配置していただだけでは不十分で、施工計画の作成、工程管理、出来形・品質管理、完成検査、安全管理、下請業者の指導監督など、当該工事において主体的な役割を果たしていることが重要です。

(建設業法第22条)

※詳しくは、よくわかる建設業法（国土交通省九州地方整備局資料）をご参照ください。